

昭和六十一年運輸省令第二十七号

特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則
特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）の規定に基づき、特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則を次のように定める。

（都市鉄道に係る施設）

第一条 特定都市鉄道整備促進特別措置法（以下「法」という。）第二条第三項の国土交通省令で定める施設は、線路、停車場、車両、車庫、車両検査修繕施設、運転保安施設、電気施設及び通信施設とする。

（工事費の算定方法）

第二条 法第二条第三項の工事費の算定方法は、次に掲げるものとする。

一 都市鉄道に係る施設の建設、改良又は取得に要する費用については、前条に掲げる施設の区分に応じ、通常必要となる費用を類似の工事に要する費用等を考慮して算定すること。

（特定都市鉄道整備事業計画の認定の申請）

第三条 法第三条第一項の規定により特定都市鉄道整備事業計画（以下「整備事業計画」といいう。）の認定を受けようとする鉄道事業者は、第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出を添付しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 輸送力増強計画書（第二号様式）
- 二 工事計画書（第三号様式）
- 三 工事費明細書（第四号様式）
- 四 資金計画書（第五号様式）
- 五 線路位置図、線路平面図及び線路縦断面図（別記作成要領により作成したもの）

（特定都市鉄道整備促進特別措置法施行令第四条第一項の国土交通省令で定める算定方法）

特定都市鉄道整備促進特別措置法施行令（昭和六十一年政令第二百六十五号）第四条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定される割合は、整備事業計画に記載された特定都市鉄道工事の工事費の合計額の二分の一に相当する金額（法第三条第五項の規定による変更の認定の申請（第十条第二号ロに掲げる場合に

係るものと除く。）にあつてはその申請日における法第八条第一項の特定都市鉄道整備準備金額とし、第十条第二号ロに掲げる場合に係る法第三条第五項の規定による変更の認定（以下「法中止認定」という。）の申請にあつては当該準備金の金額から中止しようとする特定都市鉄道工事について積み立てた準備金の金額とみなすものとして国土交通大臣が告示で定める基準に従つて算定したものと控除した金額とする。）を、法第三条第一項の規定による認定の申請日（同条第五項の規定による変更の認定の申請にあつては、その申請日）の属する事業年度の前一年間における同条第一項の規定により整備事業計画の認定を受けようとする鉄道事業者（同条第五項の規定による変更の認定の申請においては、同条第一項の規定に属する事業年度の前一年間における同条第一項の規定により整備事業計画の認定を受けた鉄道事業者（以下「認定事業者」という。）の鉄道事業に係る旅客運送収入に相当する金額（当該期間に係る事業年度について法第六条第一項の特定都市鉄道整備積立金（以下「積立金」という。）を積み立てなければならないときは、当該積立金の額に相当する金額を控除した金額）を三百六十五で除してこれに当該整備事業計画の期間（当該整備事業計画の期間の開始の日から起算して十年を経過する日の翌日以後の期間を除く。以下この項において同じ。）の日数（法第六条第一項の規定による変更の認定の申請においては、その申請日から当該期間の終了の日までの日数）を乗じて得た割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

（整備事業計画の変更の認定の申請）

第五条 法第三条第五項の規定により整備事業計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、第六号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第三条第二項の書類及び図面のうち整備事業計画の変更に付する内容が変更されるものを添付しなければならない。

（法第六条第一項の国土交通省令で定める事業

業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項の規定により届け出た運賃を実施する日（以下「積立期間開始日」という。）の属する事業年度

二 法第三条第五項の規定による整備事業計画の変更により法第六条第一項に規定する割合（以下「積立割合」という。）が変更される場合の当該変更の認定を受けた日（以下「変更認定日」という。）の属する事業年度（変更認定日と当該変更認定日以後最初に行われる鉄道事業法第十六条第三項の規定により届け出た運賃を実施する日（以下「積立割合変更日」という。）が同一の事業年度に属する場合にあっては、当該事業年度を除く。）及び積立割合変更日が変更認定日の翌事業年度後の事業年度に属する場合における当該積立割合変更日が属する事業年度の前事業年度までの各事業年度（以下「変更認定日の属する事業年度等」という。）

（法第六条第一項の国土交通省令で定める事業

の積立割合を乗じて得た金額（計画期間終了日等が当該事業年度に属する場合は、当該事業年度に当該事業年度の開始の日から計画期間終了日等までの日数を乗じてこれを当該事業年度の日数で除して得た金額）。ただし、その金額が第四号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額とする。

二 積立割合変更日の属する事業年度の鉄道事業に係る旅客運送収入に変更前の積立割合を乗じて得た金額に当該事業年度の開始の日から積立割合変更日から当該事業年度の開始の日までに得た金額に積立割合変更日から当該事業年度の終了の日（計画期間終了日等が当該事業年度に属する場合は、計画期間終了日等）までの日数を乗じてこれを当該事業年度の日数で除して得た金額との合計額（次号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額）

三 積立割合変更日の属する事業年度の鉄道事業に係る旅客運送収入に変更後の積立割合を乗じて得た金額に当該事業年度の開始の日から積立割合変更日から当該事業年度の終了の日（計画期間終了日等が当該事業年度に属する場合は、計画期間終了日等）までの日数を乗じてこれを当該事業年度の日数で除して得た金額との合計額（次号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額）

四 積立割合変更日の属する事業年度の鉄道事業に係る旅客運送収入に積立割合を乗じて得た金額に当該事業年度の開始の日から計画期間終了日等までの日数を乗じてこれを当該事業年度の日数で除して得た金額との合計額（次号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額）

五 積立割合変更日の属する事業年度の鉄道事業に係る旅客運送収入に積立割合を乗じて得た金額に当該事業年度の開始の日から計画期間終了日等までの日数を乗じてこれを当該事業年度の日数で除して得た金額との合計額（次号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額）

（指定法人への積立金の積立方法等）

六 条第二項の規定による積立ては、半期ごとに、各半期の鉄道事業に係る旅客運送収入に積立割合を乗じて得た金額を各半期の終了の日から起算して二月以内に支拂うものとする。ただし、前条第一項各号に掲げる事業年度にあつては、次の表の上欄に掲げる事業年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる積立方法により行うものとする。

（指定法人への積立金の積立方法等）

七 条事業年度が一年である認定事業者の法第六条第二項の規定による積立ては、半期ごとに、各半期の鉄道事業に係る旅客運送収入に積立割合を乗じて得た金額を各半期の終了の日から起算して二月以内に支拂うものとする。ただし、前条第一項各号に掲げる事業年度にあつては、次の表の上欄に掲げる事業年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる積立方法により行うものとする。

（指定法人への積立金の積立方法等）

八 条第一項の規定により積み立てた積立金の金額は、それぞれ次の各号に掲げるところにより算定されるものとする。

一 積立期間開始日の属する事業年度の鉄道事業に係る旅客運送収入に積立割合を乗じて得た金額に積立期間開始日から

二 变更認定日の属する事業年度等の鉄道事業に係る旅客運送収入に変更前

（法第六条第一項の国土交通省令で定める事業の認定を受けた日以後最初に行われる鉄道事

業の積立割合を乗じて得た金額（計画期間終了日等が当該事業年度に属する場合は、当該事業年度に当該事業年度の開始の日から計画期間終了日等までの日数を乗じてこれを当該事業年度の日数で除して得た金額）。ただし、その金額が第四号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額とする。

二 法第三条第五項の規定による整備事業計画の変更により法第六条第一項に規定する割合（以下「積立割合」という。）が変更される場合の当該変更の認定を受けた日（以下「変更認定日」という。）の属する事業年度（変更認定日と当該変更認定日以後最初に行われる鉄道事業法第十六条第三項の規定により届け出た運賃を実施する日（以下「積立割合変更日」という。）が同一の事業年度に属する場合にあっては、当該事業年度を除く。）及び積立割合変更日が変更認定日の翌事業年度後の事業年度に属する場合における当該積立割合変更日が属する事業年度の前事業年度までの各事業年度（以下「変更認定日の属する事業年度等」という。）

（法第六条第一項の国土交通省令で定める事業の認定を受けた日以後最初に行われる鉄道事

積立金の金額の算定の根拠を明らかにした書類を指定法人に提出するものとする。
(積立金の利息)

第八条 法第六条第四項の規定により積立金に付する利息の額は、当該積立金に係る第十四条第二号の預金に付される利息の額と同額とする。

(積立金の取戻方法)

第九条 認定事業者は、法第七条第一項の規定により積立金を取り戻すときは、特定都市鉄道工事に係る工事請負契約書の写し、工事代金の請求書の写し、土地売買契約書の写しその他の積立金が確実に当該特定都市鉄道工事の工事費に支出されることを証明する書類を指定法人に提出しなければならない。

(法第八条第二項の国土交通省令で定める事由)

第十条 法第八条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 整備事業計画に記載された特定都市鉄道工事に係るすべての施設の供用の開始

二 法第三条第五項の規定による整備事業計画の変更（次に掲げる場合に限る。）

イ 当該変更の認定を受けた日における準備金の金額が変更後の整備事業計画に係る累積限度額を超える場合

ロ 整備事業計画に記載された特定都市鉄道工事が二以上ある場合において、そのうちの一部の特定都市鉄道工事が中止される場合

ハ 整備事業計画の期間が延長される場合において次のいずれにも該当する場合

(1) 延長前の当該整備事業計画の期間が終了していること。

(2) 整備事業計画に記載された特定都市鉄道工事に係る一部の施設であつて輸送力の増強の目標の達成に著しく寄与すると認められるものの供用が開始されたこと。

(準備金の取崩方法)

第十二条 法第八条第二項の規定による取崩しは、整備事業計画の期間の終了の日（前条第一号に規定する事由が生じた場合には当該事由が生じた日）の属する事業年度の翌事業年度以後の十年間の各事業年度において、その日の属する事業年度の終了の日における準備金の金額に各事業年度の月数を乗じて百二十で除して得た

一 前条第二号イに掲げる場合に係る法第三条
第五項の規定による変更の認定に係る場合
当該認定があつた日の属する事業年度において、その日における準備金の金額から変更後の整備事業計画に係る累積限度額を控除した金額を取り崩すこと。

二 一部中止認定又は法第四条の規定による中止の承認に係る場合 当該認定又は承認があつた日の属する事業年度の翌事業年度以後の積立金の積立てを行つた事業年度の期間に相当する期間の各事業年度において、一部中止認定に係る場合にあつては中止された特定都市鉄道工事について積み立てた準備金の金額とみなすものとして国土交通大臣が告示で定める基準に従つて算定したものに、法第四条の規定による中止の承認に係る場合にあつてはその日の属する事業年度の終了の日における準備金の金額に、各事業年度の月数を乗じて積立金の積立てを行つた事業年度の月数の合計で除して得た金額を取り崩すこと。

三 前条第二号ハに掲げる場合に係る法第三条第五項の規定による変更の認定に係る場合 整備事業計画に記載された特定都市鉄道工事に係る一部の施設の供用の開始の日又は整備事業計画の期間が延長された場合における延長前の整備事業計画の期間の終了の日のいずれか遅い日の属する事業年度の翌事業年度以後の十年間の各事業年度において、当該供用が開始された施設の工事について積み立てた準備金の金額とみなすものとして国土交通大臣が告示で定める基準に従つて算定したものに各事業年度の月数を乗じて百二十で除して得た金額を取り崩すこと。

(認定の取消しが行われた場合の取崩方法)

第十二条 法第十一条第二項の規定による取崩しは、整備事業計画の認定の取消しが行われた日の属する事業年度において、その日における準備金の金額の全額を取り崩すことにより行うものとする。

(法第十一条第四項に規定する支払方法)

第十三条 法第十一条第四項の規定による支払は、同条第三項の通知を受けた日から起算して

第五号様式

就業企劃表		(甲)(乙)欄	
特定期日或終工日期	工 程	全 品 区	企 办 品
民 104.12.31	民 104.12.31	()	()
社 請 入 金	社 請 入 金	()	()
支 付	支 付	()	()
行 1 日 期	行 1 日 期	()	()
社 請 入 金	社 請 入 金	()	()
支 付	支 付	()	()
合	21	行 1 日 期	()

注 鉄道事業者の方の負担する会賛については、その他の欄に記すこと。

計画

総合企画、総務・企画及び機関幹部研修の実施基準

- 1 総合企画は、25000人分以上の範囲の範囲に於て都道府県工事を実施しようとする都道府県の企画及びその土地開発公社が別途別途立派にうなづくことを。
- 2 総務平面会議、25000人分以上の範囲で都道府県に係る施設の建設又は改良並びこれらを施設する係員の内閣と内閣に別途別途立派にうなづくことを。
- 3 施設幹部研修会議、400人分以上の範囲、株式会社等の上級の範囲で都道府県に係る施設の建設又の内閣に別途別途立派にうなづくことを。

第六号様式